

○特定金属くず買受業関係事務取扱要綱の制定について

令和 8 年 5 月 20 日

岩生安発第248号警察本部長

各部長

首席監察官

各所属長

見出しの要綱を（別添のとおり）制定し、令和 8 年 6 月 1 日から施行するので誤りのないようにされたい。

別添

（趣旨）

第 1 この要綱は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号。以下「法」という。）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和 8 年国家公安委員会規則第 8 号、以下「施行規則」という。）に基づく事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事前相談等）

第 2 署長は、法第 2 条第 4 項に規定する特定金属くず買受業を営もうとする者等から、特定金属くず買受業の届出に伴う相談等を受けたときは、届出の手続き及び必要な書類等について指導するとともに、特定金属くず買受業関係相談簿（様式第 1 号）によりその経過を明らかにしなければならない。

（特定金属くず買受業の開始届出書の受理）

第 3 署長は、特定金属くず買受業を営もうとする者（以下「届出者」という。）から、法第 3 条第 1 項の規定により、営業開始届出書（施行規則別記様式第 1 号）及び施行規則第 1 条第 5 項に定める添付書類（以下「届出書等」という。）を受けたときは、当該届出書の記載事項及び必要な書類が添付されているかについて確認しなければならない。

（届出番号の通知等）

第 4 署長は、特定金属くず買受業の届出書等に不備がないと認めるときは、届出者に届出書等の届出番号（以下「届出番号」という。）を通知するとともに、届出に係る事項を特定金属くず買受業届出台帳（様式第 2 号）に登載し、届出書等とともに保存しなければならない。

2 届出番号の付し方については、先頭 2 桁を都道府県コード（当県は「21」）、その次

の 2 桁を交付する西暦年の下 2 桁、その後、4 桁の一連番号を付すものとする。

(例：2026 年の届出番号：21260001 から照会順に付与する。)

- 3 生活安全企画課長は、届出番号を管理し、警察署からの照会に対し、届出番号を回答するとともに、特定金属くず買受業届出番号管理簿（様式第 3 号）に記録するものとする。

(氏名等の表示等)

- 第 5 署長は、届出番号の通知をするときは、法第 4 条第 3 号及び第 5 条に規定する氏名等の表示及び施行規則第 3 条に規定する氏名等の表示方法等について指導するものとする。

表示方法については、表示の様式例（様式第 4 号）を参考とすること。

(特定金属くず買受業変更届出書の受理)

- 第 6 署長は、法第 3 条第 1 項に掲げる事項の変更により変更届出を行おうとする特定金属くず買受業者（以下「変更届出者」という。）から、法第 3 条第 2 項の規定により、届出書等の提出を受けたときは、第 3 及び第 4 の規定を準用する事務の取扱いを行うとともに、変更事項を特定金属くず買受業届出台帳に記載しなければならない。

(特定金属くず買受業廃止届出書の受理)

- 第 7 署長は、法第 3 条第 2 項の規定により、特定金属くず買受業を廃止した者から営業廃止届出書を受理したときは、廃止に係る特定金属くず買受業届出台帳を削除しなければならない。

(営業に関する報告徴収の要求)

- 第 8 法第 13 条第 1 項の規定による特定金属くず買受業に関する報告等の要求は、特定金属くず買受業を営む者に対し報告・資料提出要求書（様式第 5 号）を交付して行うものとする。

(指示)

- 第 9 署長は、署員から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反現認（確認）報告書（様式第 6 号）による報告を受け、法第 11 条の規定により、特定金属くず買受業を営む者に対して指示を行う必要があると認めたときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞等規則」という。）に定める弁明通知書を交付して弁明書の提出を求め、又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、指示書（様式第 7 号）を交付して行わなければならない。

2 署長は、弁明通知書及び指示書を交付したときは、特定金属くず買受業を営む者から弁明通知書等受領書（様式第 8 号）を徴しなければならない。

（営業停止の上申）

第 10 署長は、法第 12 条の規定により、特定金属くず買受業を営む者に対して営業の停止の行政処分の必要があると認めるときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、聴聞等規則に定める弁明通知書を交付して弁明書の提出を求め、又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、関係書類を添付の上、特定金属くず買受業行政処分上申書（様式第 9 号）により、生活安全企画課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

（行政処分の決定）

第 11 生活安全企画課長は、公安委員会が行政処分を決定したときは、営業停止命令書（様式第 10 号）を特定金属くず買受業関係書類送付書（様式第 11 号）により署長に送付しなければならない。

2 署長は、送付された営業停止命令書を特定金属くず買受業を営む者に交付し、弁明通知書等受領書（様式第 8 号）を徴しなければならない。

（専決事項の報告）

第 12 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和 39 年岩手県警察本部訓令第 12 号）により専決事項を処理したときは、関係書類（台帳・届出書等の写し）を添付の上、専決事項処理結果報告書（様式第 12 号）により、毎月 5 日までに生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

様式第 1 号から第 12 号まで 略